

平成 29 年 9 月 1 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会

会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第14号）による改正前の大阪市情報公開条例第17条に基づき、大阪市長から別表の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下それぞれ「本件決定1」から「本件決定5」といい、これらをあわせて「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下それぞれ「本件請求 1」から「本件請求 5」といい、これらをあわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求のうち公文書を保有していると判断したものについては、別表の（き）欄に記載の公文書を特定した上で、公開しないこととした部分及び公開しない理由を別表の（き）欄に記載のとおり付して、条例第10条第1項に基づき別表の（か）欄に記載の部分公開決定を行い、本件各請求のうち公文書を保有していないものと判断したものについては、保有していない理由を別表の（き）欄に記載のとおり付して、条例第10条第2項に基づき別表の（か）欄に記載の不存在による非公開決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、別表の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 5 条第 1 項第 1 号に基づき、それぞれ審査請求（以下それぞれ「本件審査請求 1」から「本件審査請求 5」といい、これらをあわせて「本件各審査請求」という。）

を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表の（け）欄に記載のとおりである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表の（こ）欄に記載のとおりである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

- (1) 本件審査請求1における争点は、別表項番1の（き）欄に記載の公文書（以下「本件文書」という。）以外に特定すべき公文書の存否である。
- (2) 本件審査請求2から本件審査請求4における争点は、本件請求2から本件請求4について特定すべき公文書の存否である。
- (3) 本件審査請求5における争点は、交通局駅務課を担当として行った本件決定5の妥当性である。

3 本件文書以外に特定すべき公文書の存否について

- (1) 審査請求人は、別表項番1の（け）欄に記載のとおり、本件文書以外にも作成された文書があるはずであり、当該文書の公開を求める旨、主張している。
- (2) これに対し、実施機関は、別表項番1の（こ）欄に記載のとおり、審査請求人が行った一連の公開請求に対する公開決定等に係る決裁手続において、本件文書に基づき、決裁権者に口頭で説明しており、本件文書以外の文書は作成しておらず、本件文書以外に特定すべき公文書は存在しない旨、主張している。
- (3) 当審査会が、実施機関に改めて確認したところ、実施機関における公開請求に対する公開決定等に係る決裁手続においては、一般的に決裁文書に基づき決裁権者に口頭で説明しており、決裁文書以外の文書は通常作成していないとのことであった。
- (4) 以上を踏まえると、本件請求1について本件文書以外に他に特定すべき公文書が存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

4 本件請求2について特定すべき公文書の存否について

- (1) 審査請求人は、別表項番2の（け）欄に記載のとおり、次の旨主張している。
 - ア 「大阪市交通局定期券発売所運營業務仕様書」に、「お客様からの申し出や苦情

並びにその措置など」について、業務日誌に記載するよう書かれているので、平成27年8月20日になんば駅定期券発売所において行われた苦情について業務日誌に記載され、実施機関に報告されているはずである。

イ 「案内業務履行要領書」に「苦情やご意見等を受け付けた場合には、内容に誤りがないように記録を行い、速やかに発注者に報告すること」とあるので、実施機関は、平成27年8月20日になんば駅定期券発売所において行われた苦情についての「記録」を保有しているはずである。

(2) これに対し、実施機関は、別表項番2の(こ)欄に記載のとおり、次の旨主張している。

ア 大阪メトロサービス（以下「メトロサービス」という。）としては、平成27年8月20日になんば駅定期券発売所において行われた申出については、苦情やご意見ではないとの認識であったため、実施機関へ報告していない。

イ 定期券発売所の業務を実施機関から受託しているメトロサービスには、平成27年8月20日になんば駅定期券発売所において苦情またはご意見があったとの認識がなく、「案内業務履行要領書」2(6)に基づく記録を作成していないし、実施機関に報告していない。

ウ また、実施機関の職員はメトロサービスへ平成27年8月20日になんば駅定期券発売所における申出について事実確認を行った際、メトロサービスから報告文書を取得せず、また、口頭で聞き取った結果について記録を作成していない。

(3) 当審査会が、実施機関に改めて確認したところ、平成27年8月20日になんば駅定期券発売所において行われた申出と同様の申出については、当該申出に限らず一般的に駅定期券発売所における申出について「案内業務履行要領書」2(6)に基づく記録を作成することはないとのことであった。

(4) 以上を踏まえると、本件請求2に係る公文書を取得又は作成しておらず実際に存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

5 本件請求3について特定すべき公文書の存否について

(1) 審査請求人は、別表項番3の(け)欄に記載のとおり、別途の公開請求で公開された「監視カメラ装置の設置について」という件名の決裁文書（以下「当該決裁文書」という。）には、決裁の趣旨、起案日・決裁日・施行日が分からなかったため、本件請求3を行ったが、当該決裁の趣旨、起案日・決裁日・施行日が分かる公文書が存在するはずである旨、主張している。

(2) これに対し、実施機関は、別表項番3の(こ)欄に記載のとおり、当該決裁文書は簡易決裁により意思決定を行ったものであり、特に決裁の趣旨が分かるような記載はないし、起案日、決裁日及び施行日についても記載はなく、また、当該決裁文書以外に決裁の趣旨、起案日、決裁日及び施行日を記載した公文書を他に作成していないため、本件請求3に係る公文書は存在しない旨、主張している。

(3) 当審査会が、実施機関に改めて確認したところ、当該決裁文書の記載には確かに不足があるものと認識しているとのことであった。

(4) 以上を踏まえると、当該決裁文書以外に本件請求3に係る公文書を作成しておら

ず実際に存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

6 本件請求4について特定すべき公文書の存否について

- (1) 審査請求人は、別表項番4の(け)欄に記載のとおり、「案内業務履行要領書」によれば「お客様より苦情やご意見等を受け付けた場合には、内容に誤りがないように記録を行い、速やかに発注者に報告すること」とあることからすれば、本件請求4に係る公文書は必ず作成され、実施機関へ報告する文書であるので、公開を求める旨、主張している。
- (2) これに対し、実施機関は、別表項番4の(こ)欄に記載のとおり、メトロサービスの社員である定期券発売所の係員には、平成27年8月20日に苦情またはご意見があったとの認識がなかったため、「案内業務履行要領書」2(6)に基づく記録は行わなかったものであり、発注者である実施機関への報告もなかったため、実施機関はメトロサービスから記録を受領しておらず、本件請求4に係る公文書は実際に存在しないため、本件決定を行った旨、主張している。
- (3) 当審査会が、実施機関に改めて確認したところ、平成27年8月20日になんば駅定期券発売所において行われた申出と同様の申出については、当該申出に限らず一般的に駅定期券発売所における申出について「案内業務履行要領書」2(6)に基づく記録を作成することはないとのことであった。
- (4) 以上を踏まえると、本件請求4に係る公文書を取得又は作成しておらず実際に存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

7 本件決定5の妥当性について

- (1) 審査請求人は、別表項番5の(け)欄に記載のとおり、本件請求5に係る文書の「作成の担当課」は人事室及び交通局人事課であるはずなのに、交通局駅務課が担当となって、本件決定5を行っており、審査請求人が文書を請求した相手と違う者から本件決定5が行われているので、不当である旨、主張している。
- (2) 実施機関は、本件請求5に記載されている事案については、人事に関する事項には何ら関連することはないため、当該事案に関する一連の流れを、交通局駅務課としては交通局人事課及び人事室に報告する必要はなく、また、交通局人事課及び人事室は、そもそも交通局駅務課から報告を受けておらず、当該事案が起こっていることすら知り得なかったため、本市において本件請求5に係る公文書の不存在理由を説明し得る交通局駅務課を担当として本件決定5を行った旨、主張している。
- (3) 以上を踏まえると、当該事案については、交通局駅務課が交通局人事課及び人事室に報告していないため、本件請求5に係る公文書が存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められず、当該主張を最も的確に説明し得る交通局駅務課を担当として行った本件決定5が不当であるとは認められない。

8 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 上田健介、委員 岡田さなゑ、委員 久末弥生

(参考) 答申に至る経過

平成 27 年度諮問受理第 93 号、第 98 号、第 107 号、第 108 及び第 110 号

年 月 日	経 過
平成 27 年 12 月 3 日	諮問及び弁明書の提出 (平成 27 年度諮問受理第 93 号)
平成 27 年 12 月 9 日	審査請求人から反論書の提出 (平成 27 年度諮問受理第 93 号)
平成 27 年 12 月 18 日	諮問及び弁明書の提出 (平成 27 年度諮問受理第 98 号)
平成 27 年 12 月 25 日	審査請求人から反論書の提出 (平成 27 年度諮問受理第 98 号)
平成 28 年 1 月 28 日	諮問及び弁明書の提出 (平成 27 年度諮問受理第 107 号、第 108 号及び第 110 号)
平成 28 年 2 月 5 日	審査請求人から反論書の提出 (平成 27 年度諮問受理第 107 号及び第 108 号)
平成 28 年 7 月 13 日	審議 (論点整理)
平成 28 年 9 月 28 日	審議 (論点整理)
平成 28 年 10 月 4 日	審議 (論点整理)
平成 28 年 10 月 24 日	審議 (論点整理)
平成 28 年 11 月 29 日	実施機関理由説明
平成 28 年 12 月 6 日	審議 (論点整理)
平成 28 年 12 月 19 日	審議 (論点整理)
平成 29 年 2 月 22 日	審議 (答申案)
平成 29 年 5 月 19 日	審議 (答申案)
平成 29 年 6 月 7 日	審議 (答申案)
平成 29 年 9 月 1 日	答申